

平成28年熊本地震に係る

不動産取得税の災害減免について

県では、熊本県税災害減免条例（昭和38年3月30日条例第12号）第4条及び熊本県税災害減免条例施行規則（昭和38年3月30日規則第27号、以下「規則」という。）の規定に基づいて、不動産取得税の減免を行っています。平成28年熊本地震で被害にあわれた方に対しても、次のとおり不動産取得税が減免になる場合があります。

1 災害減免の対象者と対象となる不動産

- 不動産取得税の災害減免の対象となる方は、次のいずれかの方です。
 - ・ 市町村が発行する罹災証明書で、被害の程度が半壊、大規模半壊又は全壊とされた方。
 - ・ 固定資産税の災害減免の対象となった方。
 - 不動産取得税の災害減免の対象となる不動産は、次のとおりです。
 - ① 災害により被害を受けた日から3年以内（ただし、熊本地震により被害を受けた場合は令和9年3月31日まで）に、被害を受けた不動産（被害不動産）の代わりに取得された不動産（代替不動産）
 - ※ 代替不動産は被害不動産と原則として同一の用途に供されるものに限ります。
 - ※ 被害不動産の名義人と代替不動産の名義人は原則として同じである必要があります。
 - ② 災害により被害を受けた不動産で、被害を受けた日以後を納期限とする不動産取得税が課税されたもの。
- 詳しくは、裏面の各広域本部までお尋ねください。

2 災害減免の申請期限

不動産取得税の災害減免を受ける場合は、「被害を受けた日」又は「不動産取得税が課されたことを知った日」から2カ月以内（その日までに災害減免申請書を提出できない特別の事情がある場合は、その事情がやんだ日から2月を経過する日まで）に県に災害減免申請書を提出していただく必要があります。

3 不動産取得税の災害減免申請に必要な書類

不動産取得税の災害減免申請には、次の(1)～(5)の書類が必要です。

原本の確認が必要な場合などを除き、郵送でも受け付けますが、連絡の取れる連絡先・電話番号を申請書欄外の右上余白に記載してください。

(1) 災害減免申請書

規則第4条第1項に定める災害減免申請書（別記第2号様式）です。

(2) 罹災証明書

市町村が発行する罹災証明書です。

提出する罹災証明書は複写でも可能ですが、複写の場合は原本を確認させていただきますので、原本をご持参いただき、窓口に来庁のうえ、申請してください。

(3) 固定資産税の減免決定を証する書類の写し

市町村が発行する書類です。罹災証明書が発行されない不動産について添付してください。

(4) 保険金等の補てんを証する書類の写し

保険金等の補てんがあった場合のみ、その補てん金額を証する書類を添付してください。

(5) 被災不動産の被災年の固定資産評価額のわかる書類の写し（上記1の①に該当する方のみ）

被災年の固定資産評価額のわかる書類（固定資産税納税通知書等）をお持ちでない場合は、裏面の各広域本部へご相談ください。

4 不動産取得税に係る災害減免の割合等

(1) 罹災証明書が発行される家屋（罹災証明書の発行基準に準じて調査される家屋を含む）

罹災証明書の被害の程度	不動産取得税の災害減免に係る 被害不動産の被害部分の延べ床面積の割合（※）
罹災の程度が「全壊」の場合	被害不動産の延床面積の全部
罹災の程度が「大規模半壊」の場合	被害不動産の延床面積の80%
罹災の程度が「半壊」の場合	被害不動産の延床面積の50%

＜(1)の場合の計算式＞この計算式で求めた額を税額から差し引いたものが最終的な税額となります。

$$\text{災害減免の額} = \left[\begin{array}{ccc} \text{被害不動産に係る} & \text{被害不動産に係る} & \text{被害不動産に係る} \\ \text{固定資産台帳登} & \text{被害部分の延べ} & \text{る保険金等補て} \\ \text{録額(H28)} & \text{床面積割合(※)} & \text{ん額} \end{array} \right] \times \text{税率(3\%・4\%)}$$

※ 保険金等で補てんがある場合は、その金額分は減免の対象となりません。

(2) 土地

損 害 の 程 度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

(3) 罹災証明書が発行されない家屋

損 害 の 程 度	減 免 の 割 合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内装、外装、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき	10分の4

申請・お問合せ先		取得された不動産の所在地
熊本県 県央広域本部 課税第二課 〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (県庁行政棟新館1階)	☎(096)333-3200 〔代表〕	熊本市、宇土市、宇城市、 下益城郡、上益城郡
熊本県 県北広域本部 課税課 〒861-1331 菊池市隈府1272-10 (熊本県菊池総合庁舎内)	☎(0968)25-4124	荒尾市、玉名市、山鹿市、 菊池市、阿蘇市、合志市、 玉名郡、菊池郡、阿蘇郡
熊本県 県南広域本部 課税課 〒866-8555 八代市西片町1660 (熊本県八代総合庁舎内)	☎(0965)33-3180	八代市、人吉市、水俣市、 八代郡、葦北郡、球磨郡
熊本県 天草広域本部 税務課 〒863-0013 天草市今釜新町3530 (熊本県天草総合庁舎内)	☎(0969)22-4239	天草市、上天草市、天草郡